

議案第128号

前橋市印鑑登録及び証明に関する条例の改正について

令和6年11月28日提出

前橋市長 小川 晶

前橋市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

前橋市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和49年前橋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「第11条第1項第4号」を「第10条第1項第4号」に、「第13条第4号」を「第12条第4号」に改める。

第6条第1項第3号中「第13条第2号」を「第12条第2号」に改める。

第7条に次の1項を加える。

2 印鑑登録証には、登録番号を記載するものとする。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条から第17条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第5項を削り、附則第6項を附則第5項とし、附則第7項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。